

第 147 回愛媛県都市計画審議会の開催結果

- 1 会議の名称 第 147 回愛媛県都市計画審議会
- 2 開催日時 令和 4 年 3 月 24 日（木曜日） 10：30～11：20
- 3 開催場所 愛媛県庁 第一別館 4 階 土木部会議室
- 4 出席者 委員 12 名
幹事 13 名
- 5 審議事項
 - ・第 924 号議案 松山広域都市計画区域区分の変更
 - ・第 925 号議案 松山広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 - ・第 926 号議案 今治広域都市計画道路の変更
 - ・第 927 号議案 宇和島都市計画臨港地区の変更
 - ・第 928 号議案 宇和島都市計画道路の変更
- 6 審議の内容
 - ・第 924 号議案 松山広域都市計画区域区分の変更
区域区分に関する区分の変更は行わず、市街化区域の拡大規模（人口フレーム）について、目標年を令和 2 年から令和 12 年に見直すもので、審議の結果、原案どおり可決。
 - ・第 925 号議案 松山広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
松山広域都市計画区域マスタープランについて、目標年を令和 2 年から令和 12 年に見直し、人口、産業及び市街化区域の規模を示すとともに、都市施設や市街地整備等の予定を時点修正するもので、審議の結果、原案どおり可決。
 - ・第 926 号議案 今治広域都市計画道路の変更
3・5・35 丸田辻堂線のうち、（二）蒼社川に架かる郷橋から市道大坪通町谷線までの区間について、主要な市道との交差点に右折レーンを設置するとともに、隅切り部の歩道の有効幅員を確保するもので、審議の結果、原案どおり可決。
 - ・第 927 号議案 宇和島都市計画臨港地区の変更
宇和島臨港地区のうち大浦地区について、港湾計画の見直しに伴い、埋立範囲が縮小したことから、臨港地区の一部を廃止するもので、審議の結果、原案どおり可決。
 - ・第 928 号議案 宇和島都市計画道路の変更
3・5・11 住吉町大浦線の終点部付近について、並行する市道に新たに歩道が整備されることとなったため、当該区間の歩道を廃止するもので、審議の結果、原案どおり可決。

愛媛県都市計画審議会事務局：
土木部道路都市局都市計画課都市計画 G
電話：089-912-2738 FAX：089-912-2734